

第51号議案

春日市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

春日市認可地縁団体印鑑条例(平成13年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。